

京都市交通局管理規程第13号

深夜に運行する路線に関する規程を公布する。

平成26年3月20日

京都市公営企業管理者

交通局長 西村 隆

深夜に運行する路線に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都市乗合自動車において、深夜に運行する路線（以下「深夜バス」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(運行日)

第2条 深夜バスの運行日は、平日及び土曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日から同月4日、8月14日から同月16日及び12月29日から同月31日までを除く。

(運行系統)

第3条 深夜バスの運行系統は、別表第1のとおりとする。

(旅客運賃の額)

第4条 深夜バスに係る片道普通券による旅客運賃の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1) 大人 別表第2に掲げる額

(2) 小児 前号の旅客運賃の額からその5割に相当する金額を割り引いて得た額

(10円未満の端数がある場合は、これを10円単位に切り上げた額)

2 片道普通券による旅客運賃は、片道普通券を用いることなく、現金で支払うことができる。

3 第1項に定める旅客運賃は、回数券カード、スルッとKANSAI都カード、トラフィカ京カード、市バスとくとくカード、スルッとKANSAI協議会に加盟する他の交通機関が発行するプリペイドカード又は京都市域共通回数券で支払うことができるものとする。

4 一日乗車券カード又は乗合自動車・高速鉄道共通一日乗車券若しくは二日乗車券（以下「企画乗車券」という。）を所持し、その所持する企画乗車券の通用区間及び有効日が、当該深夜バスの乗車区間及び乗車日を満たす者の旅客運賃は、第1項に規定す

る片道普通券による旅客運賃の額からその5割に相当する額を割り引いて得た額（10円未満の端数がある場合は、これを10円単位に切り上げた額）を差し引いた額とする。

5 定期券を所持し、その所持する定期券の指定する経路又は地域が、当該深夜バスの乗車区間を満たす者の旅客運賃は、第1項に規定する片道普通券による旅客運賃の額からその5割に相当する額を割り引いて得た額（10円未満の端数がある場合は、これを10円単位に切り上げた額）を差し引いた額とする。

6 深夜バスを指定する定期券は、これを発売しない。

7 京都市敬老乗車証条例第2条第1号に規定する第1種敬老乗車証又は本市の発行する福祉乗車証を所持する者の旅客運賃は、無料とする。

8 管理者が特に認める乗車券を所持する者の旅客運賃は、無料とする。

（特定割引乗車券による旅客運賃の額）

第5条 深夜バスに係る特定割引普通券による旅客運賃の額は、前条第1項に規定する片道普通券による旅客運賃の額からその5割に相当する金額を割り引いて得た金額とする。この場合において、10円未満の端数があるときは、これを10円単位に切り上げる。

（乗越しの取扱い）

第6条 企画乗車券及び定期券を所持する旅客は、あらかじめ運転士の承認を受けて通用区間を乗り越して乗車する場合には、乗越旅客運賃として当該乗越区間を新たに乗車したものとみなして計算して得た旅客運賃を支払わなければならない。

（家族割引普通券及び特定割引家族割引普通券の取扱い）

第7条 京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程第8条の2から第8条の4に規定する家族割引普通券及び同規程第50条の2から第50条の4に規定する特定割引家族割引普通券は、これを発売しないものとする。

（準用規定）

第8条 この規程に定めのない事項については、京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程及び京都市交通局前払式乗車券カード取扱規程の定めるところによるものとする。

（その他）

第9条 前8条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

別表第1（第3条関係）

系統番号	区間	主な経由地
MN17号	京都駅前 ～ 錦林車庫前	四条河原町，出町柳駅前
MN205号	京都駅前 ～ 烏丸北大路	西大路四条，西ノ京円町
MN特西3号	桂駅西口 ～ 境谷大橋	南福西町二丁目，西竹の里町，新林センター前

別表第2（第4条関係）

(1)MN17号系統

	錦林車庫前	
京都駅前	440	円

(2)MN205号系統

	烏丸北大路	
京都駅前	440	円

(3)MN特西3号系統

			境谷大橋	
		北福西町	320	円
	京都明德高校前	320	円	320
	三ノ宮街道	320	円	360
桂駅西口	320	円	360	460
			460	460

附 則

この規程は、平成26年3月22日から施行する。

(交通局営業推進室)